横浜市バス活性化対策事業費補助実施要領

制定　平成７年６月29日企総第　33号　局長決裁
最近改正　令和５年３月29日道企第1491号　局長決裁

１　趣旨

本要領は、「横浜市バス活性化対策事業費補助費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第21条に基づき、交付要綱の実施運営等に関する事項を定めたものである。

２　その他の添付書類

(1)　交付要綱第５条第２項第２号の「その他補助金の交付に関して参考となる書類」は、つぎのとおりとする。

ア　事業計画書（別記様式１）

イ　事業経費所要額等調書（別記様式２）

ウ　システムを導入する営業所の在籍車両数、路線図及び横浜市、横浜市以外のそれぞれの総走行キロを記した書類（別記様式３）

エ　交付要綱第17条に規定する「入札又は２人以上の者から見積書の徴収を行う」ことが契約の性質上困難と思われる場合又はその必要がないと思われる場合に、その理由を記した書面

(2)　交付要綱第９条第２項第３号の「その他となる書類」は、つぎのとおりとする。

ア　車載機器の写真

イ　車載した車両リスト（車両登録番号、配置営業所名）

ウ　納品書の写し（検収日、検収者押印のあるもの）

エ　システムの概要がわかるもの

(3)　交付要綱第９条第２項第４号の「当該入札の結果が分かる書類」は、入札又は見積書徴収のてん末とし、入札書の写し又は見積書の写しを添付することとする。

(4)　交付要綱第９条第２項第５号の「当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し」は、一般競争入札有資格者名簿の写し又は登記簿謄本とする。

(5)　交付要綱別表１の「別に定める様式」は、つぎのとおりとする。

ア　複数の市町村にまたがるバス路線系統を含む申請に係る関係市町村負担割合表（別記様式５）

３　耐用年数

補助事業等により取得し、又は効用の増加した機器の耐用年数は、当分の間５年とする。

４　委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備局長が定める。

附則　（平成７年６月29日企総第33号）

この要領は平成７年７月９日から適用する。

附則　（平成８年５月９日企総第15号）

この要領は平成８年５月９日から適用する。

附則　（平成16年３月25日都企第576号）

この要領は平成17年４月１日から適用する。

附則　（平成18年９月13日道企第851号）

この要領は平成18年９月30日から適用する。

附則　（平成20年３月12日道企第1310号）

この要領は平成20年４月１日から適用する。

附則　（平成21年３月19日道企第2338号）

この要領は平成21年４月１日から適用する。

附則　（平成22年４月１日道企第2282号）

この要領は平成22年４月１日から適用する。

附則　（平成24年７月11日道企第341号）

この要領は平成24年７月12日から適用する。

附則　（令和元年５月１日道企第299号）

この要領は令和元年５月１日から適用する。

附則　（令和５年３月29日道企第1491号）

この要領は令和５年４月１日から適用する。

別記様式１

年度横浜市バス活性化対策事業計画書

１　補助申請に係る導入事業の名称

２　補助事業に係る事業の内容

※　事業実施の背景、必要性、目的、予定する実施効果、成果目標、整備内容を記載

３　補助事業の着手（予定）期日及び完了予定期日、その他事業の遂行に関する計画

事業実施予定表

	前年度まで	補助年度	翌年度以降
補助事業 （整備項目ごと）	（導入機器台数及び整備期間を記入）	（営業所ごとに分けて導入機器台数及び着手、完了期日を記入）	整備予定について導入機器台数及び実施期間を記入
全体事業又は関連する事業の事業計画等			

別記様式２

年度横浜市バス活性化対策事業経費所要額等調書

１　補助対象経費の配分及び使用方法　（単位：円）

経費名	経費配分額	経費配分内訳		経費使用明細書			
		項目名	使用額	項目名	件数	単価	使用額
合計							

※　経費使用明細書の根拠となる見積書、仕様書等を添付すること。

２　収支等予定額明細表　（単位：円）

負担区分		金額	備考
①	横浜市バス活性化対策事業補助金申請額		
②	国庫補助金申請額		
③	関係地方公共団体補助金		
④	①②③⑤以外の者の負担額		
⑤	補助事業者の負担額		
	合計（＝補助対象経費配分額合計）		

３　交付を受けようとする補助金の額の算出基礎

別記様式２【記入例】

年度横浜市バス活性化対策事業経費所要額等調書

１　補助対象経費の配分及び使用方法　（単位：円）

経費名	経費配分額	経費配分内訳		経費使用明細書			
		項目名	使用額	項目名	件数	単価	使用額
ＩＣカードシステム	500,000	車載機器	500,000	車載機器	５台	100,000	500,000
合計	500,000		500,000				500,000

※　経費使用明細書の根拠となる見積書、仕様書等を添付すること。

２　収支等予定額明細表　（単位：円）

負担区分		金額	備考
①	横浜市バス活性化対策事業補助金申請額	83,000	
②	国庫補助金申請額	166,000	
③	関係地方公共団体補助金	0	
④	①②③⑤以外の者の負担額	0	
⑤	補助事業者の負担額	251,000	（負担方法を記入）
	合計（＝補助対象経費配分額合計）	500,000	

３　交付を受けようとする補助金の額の算出基礎

補助金額　　８３，０００円

内訳：100,000円×1/6×5台＝83,333　　（千円未満切り捨て）→　83,000円

別記様式３

年度横浜市バス活性化対策事業　　システム導入営業所内訳書

１　補助対象事業者名

２　システム導入営業所内訳書

営業所名	在籍車両数	横浜市内総走行km	内総走行km	内総走行km
合計				

※「　　内総走行km」は当該営業所の横浜市以外の総走行を自治体毎に記載する

３　営業所ごとの路線図

別添のとおり

別記様式４

収支精算書

１　補助事業に要した経費　（単位：円）

経費名	経費配分額	経費配分内訳		経費使用明細書			
		項目名	使用額	項目名	件数	単価	使用額
合計							

※　経費使用明細書の根拠となる見積書、仕様書等を添付すること。

２　補助事業収入額精算書　（単位：円）

収入区分		金額	内訳	
			収入済額	収入未済額
①	横浜市バス活性化対策事業補助金申請額			
②	国庫補助金申請額			
③	関係地方公共団体補助金			
④	①②③⑤以外の者の負担額			
⑤	補助事業者の負担額			
	合計（＝補助対象経費配分額合計）			

※横浜市バス活性化対策事業補助金の額の算出基礎

補助金額　　円

内訳：所定の補助率による補助金額の計算式（補助対象経費×補助率＝補助金額）

３　完了した補助対象事業の概要

整備実績（整備地域・営業所、区間、整備箇所数、車両数等）の概略を記載する。

４　補助事業の完了年月日　　年　　月　　日

別記様式４【記入例】

収支精算書

１　補助事業に要した経費　（単位：円）

経費名	経費配分額	経費配分内訳		経費使用明細書			
		項目名	使用額	項目名	件数	単価	使用額
ＩＣカードシステム	500,000	車載機器	500,000	車載機器	５台	100,000	500,000
合計	500,000		500,000		500,000		

※　経費使用明細書の根拠となる見積書、仕様書等を添付すること。

２　補助事業収入額精算書　（単位：円）

収入区分		金額	内訳	
			収入済額	収入未済額
①	横浜市バス活性化対策事業補助金申請額	83,000		83,000
②	国庫補助金申請額	166,000		166,000
③	関係地方公共団体補助金	0		0
④	①②③⑤以外の者の負担額	0		0
⑤	補助事業者の負担額	251,000		251,000
	合計（＝補助対象経費配分額合計）	500,000		500,000

※横浜市バス活性化対策事業補助金の額の算出基礎

補助金額　　８３，０００円

内訳：100,000円×1/6×5台＝83,333　　（千円未満切り捨て）→　83,000円

３　完了した補助対象事業の概要

整備実績（整備地域・営業所、区間、整備箇所数、車両数等）の概略を記載する。

４　補助事業の完了年月日　　年　　月　　日

別記様式５

複数の市町村にまたがるバス路線系統を含む申請に係る関係市町村負担割合按分表

営業所名	系統全体									A市内								B市内							
					運行本数								運行本数								運行本数				
	系統名	起点	終点	営業総距離＝a	平日＝b	土曜日＝c	休日（日曜日）＝d	１週間合計＝e＝a×５＋b＋c	営業総距離×１週間運行本数＝a×e	起点	終点	営業総距離＝a	平日＝b	土曜日＝c	休日（日曜日）＝d	１週間合計＝e＝a×５＋b＋c	営業総距離×１週間運行本数＝a×e	起点	終点	営業総距離＝a	平日＝b	土曜日＝c	休日（日曜日）＝d	１週間合計＝e＝a×５＋b＋c	営業総距離×１週間運行本数＝a×e
合計																									

A市負担割合	＝		÷		＝	
B市負担割合	＝		÷		＝	